

福岡県立図書館青少年サービス実施方針

1 趣 旨

福岡県立図書館「青少年コーナー」を中心とした福岡県立図書館青少年サービスの実施に関する方針を定める。

2 青少年サービスの目的

- (1) 読書離れの傾向が強い青少年世代の読書活動の推進を図る。ここにおいて青少年とは、中学生・高校生およびこれと同年代の人々を言う。
- (2) 青少年の読書用資料を収集・整理・保存し、県民、特に青少年に対し、これを提供することで、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する。

3 基本方針

青少年への直接サービスを行いながら、市町村立図書館等における青少年の図書館利用モデルとしての方法論を研究し、県内での青少年の読書活動の普及を行うことを基本方針とする。

4 具体的方針

基本方針を基盤とし、環境の変化・利用者の要求に対応できる青少年読書の拠点を目指すとともに、大人の読書の入り口にいる青少年に対する読書活動の推進の手法を研究する。

なお、子ども読書活動の推進という視点も併せ持ち、子ども図書館との緊密な連携を図る。

(1) 青少年向け資料の収集・保存

中学生・高校生およびこれと同年代の青少年の生涯読書の動機付けや読書習慣形成の一助となる資料を収集・保存する。

興味関心や好みが急速に変化していく青少年層の、ニーズの変化に適応できるよう柔軟かつ広範な収集を心がける。

なお、資料の収集については、別に定める。（「福岡県立図書館青少年サービス資料収集方針」）

(2) 青少年への直接サービス

利用要求等を把握するためコミュニケーション作りを大切に、貸出返却の他調べものの援助等レファレンス等についても調査相談班と連携し積極的に行う。

モデル的・実験的場として、興味関心を引く配架の工夫・魅力ある書棚作り・新鮮で臨機応変な部屋作りを心がけ、本を手渡すための様々な働きかけを行い、資料の利用促進を図る。

(3) 調査・研究の援助

リストの作成などにより、青少年の読書活動の推進にかかわる人、青少年の読書や青少年向けの本に関心がある人への側面的支援を行う。

(4) 市町村図書館（公民館図書室等も含む）への協力・支援

県内の市町村図書館等職員の研修及び交流の場を積極的に提供すると共に、県内のモデルとして、青少年サービスの手法を研究・確立し、市町村図書館等へ方法論を普及する。

(5) 学校・その他関係機関との連携・協力

学校・学校教育関係施設・社会教育関係施設等との連携を積極的に行い、情報の収集や情報の提供を行う等、情報の共有化を図ることで充実したサービスの提供を図る。特に、読書支援・学習支援等に必要な資料の提供、資料リストの提供、読書相談・レファレンスなどを意識して行う。また、学校司書・司書教諭等への読書推進技術の向上を図るための事業等にも取り組む。

(6) ボランティア等との連携の推進

県立図書館に所属するボランティアと連携し、青少年の読書活動の推進を図る。

このほか、青少年サービスを研究実践している諸団体とも連携・協力し、青少年の読書活動の発展を図る。

(7) 県民への啓発

青少年の読書の大切さを、県民特に青少年に知ってもらい、家庭での読書活動の普及を図るなどの目的をもって、展示・PR（HP含む）・講座等を積極的に行う。

(8) 職員研修

青少年読書活動の推進拠点となる「青少年コーナー」担当職員として必要な技能を身につけるため、あらゆる機会を捉え、積極的に研修を受けるとともに、自主的な研修を行う。

附 則

この方針は、平成19年 6月 6日から適用する。

附 則

この方針は、令和2年 4月 1日から適用する。